[QI-503TSa Rev.29]

**審査登録申請書**

ＪＩＡ-ＱＡセンター御中

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請目的：□初回登録　□更新　□変更　□アップグレード □登録移転　□予備審査審査登録：□単独登録　□全社登録 | 受付番号 |  |
| 受付日 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
| ＪＩＡ-ＱＡセンターの品質マネジメントシステム審査登録を受けたいので以下の通り申請します。この申請書の内容は事実に基づき適正に記入しました。 |
| 見積依頼日： |  | 年 |  | 月 |  | 日 |  | 申請日： |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
| 申請の権限を有する責任者をご記入ください。 |
| 申請者(有権限責任者) | 社 　　 名 |  |  |
| 住 　　所 | 〒 |
| 申請者役職・氏名 |  |  |
| TEL: |  | FAX: |  | Email: |  |
| 法人代表者 | 役職名： | 氏名： |
| 英語表記 |  |  |
| 審査対象場所 | 全事業所の所在地数： |  | か所 | 今回受審する範囲の事業所の所在地： |  | か所 |
| 除外希望の生産事業所名称＊ |  |  |  |  |
| 審査対象人員 | 全社総人数： |  | 人 | 今回受審する範囲の総人数： |  | 人 |
| 登録規格 | IATF 16949:2016　 | 顧客名：(複数ある場合顧客要求事項リストによる：QI-503TSｊ)遠隔地支援事業所に顧客ﾊﾟﾌｫｰﾏﾝｽﾃﾞｰﾀが直接ｲﾝﾌﾟｯﾄされている機能があるか？（□ない）（□有る：事業所名：　　　　（例：本社）） |
| 製品の設計 | □除外なし：□組織／□アウトソース (名称：　　　　　)□除外あり：□顧客責任→□組織に設計責任なしの証拠添付(顧客との契約書、組織の定款等) |
| 審査言語 | □ 日本語　　□（　　　　　） | 報告書言語 | 日本語 |
| 認証取得マネジメントシステム： | □ISO9001:2015 □ISO14001:2015 |
| 現在又は以前のIATF認証情報 | □ 無　　□ 有効　□ 無効( □ 解除､ □ 取消)認証機関：(　　　　　　)　登録証番号　　　　 |
| 他機関の予備審査の受審実績 | □無　□有＊２回以上予備審査を受けることはできません。 |
| コンサルタント活用： | □ 有　（□下記を活用中　□活用予定）　□　無 |
| 社名： | 氏名： |  |
| 他機関が審査している生産事業所からそこを支援している部門の審査を弊センターに要求しているか？： | □無　□有＊有の場合はQI-503TSf-1を添付してください。生産事業所数を記入してください。（他機関生産事業所数：　　　　　） |
| 他機関の審査を受けている遠隔地支援部門の有無： | □無　□有＊有の場合はQI-503TSf-2を添付して下さい |
| 審査希望日（日程は調整のうえ決定いたします。） |
| ステージ１審査 | 第１希望 |  | 年 |  | 月 | 　□上旬 | □中旬 | □下旬 | - | □上旬 | □中旬 | □下旬 |
| 第２希望 |  | 年 |  | 月 | 　□上旬 | □中旬 | □下旬 | - | □上旬 | □中旬 | □下旬 |
| ステージ２審査 | 第１希望 |  | 年 |  | 月 | 　□上旬 | □中旬 | □下旬 | - | □上旬 | □中旬 | □下旬 |
| 第２希望 |  | 年 |  | 月 | 　□上旬 | □中旬 | □下旬 | - | □上旬 | □中旬 | □下旬 |
| 申請者特記事項（保安事項他）： |
| ＊申請時は以下を可能な限りA４判で添付してください。1. 該当する場合現行登録証の写し
2. 登録移転の場合は、QAセンター別途指定の文書
 |

※本申請書でご提供いただいた個人情報は、JIA-QAセンターが行う申請者への連絡及び情報提供、並びにJIA-QAセンターが実施する
審査登録サービスを運営するために必要な業務のために利用いたします。

＊全社登録制度で、認証の除外を希望する生産事業所名称を記載してください。詳細は「事業所情報」〈QI-503TSf-4〉へ記載願います。

[QI-503TSb Rev.29]

**申請書添付資料**

**別紙1**　申請者の設立年月日、沿革、資本金及び役員の氏名

　　　　※（会社案内のコピー可）

**別紙2**　顧客指定の製品リスト [QI-503TSe]

**別紙3**　敷地及び建物の平面図（審査対象となる部署と除外する部署を識別した概略図：小規模組織省略可）

※拡張生産事業所を申請時は、拡張生産事業所の記載も含む。

**別紙4**　会社全体の組織図。（対象部署と対象でない部署を明確に識別してください。）

**別紙5**　申請範囲外のすべてのサイト（支店、営業所、製品又は資材倉庫・置き場（借り倉庫も含む）等）の所在地一覧

**別紙6** 関連する法的義務（遵守すべき要求事項確認票［QI-503TSq］）

**別紙7**　品質に関わる戦略的な経営レベルでの、「外部・内部の課題」及び「利害関係者のニーズ・期待」並びに「これらに関連するリスクと機会」の概要
（事業計画や中長期計画の中の事業環境分析、マーケティングのSWOT分析、マネジメントレビューなどの形で文書化されている場合は、その文書をご提出ください。）

**別紙8** 設計責任なしの証拠資料(顧客との契約書、組織の定款等)

[QI-503TSc Rev.29]

詳　細　情　報

|  |
| --- |
| 詳細見積をご希望の場合及び申請の場合は、以下に必ずご記入のうえ審査登録申請書[QI-503TSa]に添付してください。[英文併記]の指定箇所には、英語表記をお願いします。電子メールは可能でしたらご記入ください。今回受審の範囲（生産事業所及び遠隔地支援事業所は、審査対象事業所記入用紙[QI-503TSc追加]に記入してください。） |
| 審査対象範囲（下記に詳述）：　[ ]  生産事業所　　　（　　　箇所） [ ]  拡張生産事業所（　　　箇所）　[ ]  遠隔地支援事業所（　　　箇所） |
| 品質マネジメントシステム上の経営者 |
| 会社名・事業所名・部署名： |  |
| 役職名 |  | 氏名 |  | カナ |  |
| 住　所 | 〒 |
| TEL |  | FAX |  | Email |  |
| 品質マネジメントシステム上の管理責任者 |
| 会社名・事業所名・部署名： |  |
| 役職名 |  | 氏名 |  | カナ |  |
| 住　所 | 〒 |
| TEL |  | FAX |  | Email |  |
| 事務担当連絡者（申請内容､日程調整、その他事務的事項の担当者を１名ご記入ください。） |
| 会社名・事業所名・部署名： |  |
| 役職名 |  | 氏名 |  | カナ |  |
| 住　所 | 〒 |
| TEL |  | FAX |  | Email |  |
|  |
| 会社名・事業所名・部署名： |  |
| 役職名 |  | 氏名 |  | カナ |  |
| 住　所 | 〒 |
| TEL |  | FAX |  | Email |  |

[QI-503TSc追加 Rev.29]

|  |
| --- |
| 審査対象事業所記入用紙（生産事業所毎に作成してください。また、遠隔地支援事業所は登録証記載順に記入して下さい。） |
| 生産事業所No. |
| 製品、プロセス又はサービスの範囲　[注(6)(7)参照] |
| （日本語）： |
| （英　語）： |
| 名称（日本語）： | 人数 | 人 |
| （英　語）： | ﾊﾟｰﾄﾀｲﾏｰ等[注(8)参照] | 人 |
| 所在地（日本語）：〒 |
| （英　語）： |
| 事業所の連絡責任者： |  |
| 役職名（和文) |  | 氏名 |  | カナ |  |
| TEL：　　　　　　　　FAX：　　　　　　　　Email： |
| 最寄駅 |  | 線 |  | 駅から約 |  | ｋｍ |  | で約 |  | 分 |
| 認証取得(ISO 9001) | □なし　□あり（登録証添付） |
| 製品設計責任(IATF 16949) | □なし　□あり（QI-503TSa参照） |
| アウトソースされたプロセスの有無 | □なし　□あり（品質マニュアルの該当ページを添付(プロセスと会社名)） |
| 現地で話される言語 | マネジメント要員 | □日本語　□その他（　　　　） |
| 支援要員 | □日本語　□その他（　　　　） |
| 製造要員 | □日本語　□その他（　　　　） |
| 拡張生産事業所１ | 人数 | 人 |
| 名称（日本語）： |
| （英　語）： |
| 所在地（日本語）：〒 |
| （英　語）： |
| 業務詳細(日本語)： |
| 最寄駅 |  | 線 |  | 駅から約 |  | ｋｍ |  | で約 |  | 分 |
| 上記の単一生産事業所と拡張生産ｻｲﾄの移動時間 |  | ｋｍ |  | で約 |  | 分 |

|  |
| --- |
| 遠隔地支援事業所１ |
| 名称（日本語）： |
| （英　語）： |
| 所在地（日本語）：〒 |
| （英　語）： |
| 登録証に表記する支援機能（日本語）：  |
| （英語）：  |
| 最寄駅 |  | 線 |  | 駅から約 |  | ｋｍ |  | で約 |  | 分 |
| 遠隔地支援事業所２ |
| 名称（日本語）：  |
| （英　語）：  |
| 所在地（日本語）：〒 |
| （英　語）： |
| 登録証に表記する支援機能（日本語）：  |
| （英語）：  |
| 最寄駅 |  | 線 |  | 駅から約 |  | ｋｍ |  | で約 |  | 分 |
| IATF OEM名及び供給者コード：□無、□有(IATF OEM名：　　　　　　　/供給者コード：　　　　　　　)(量産品の供給だけでなく、サービス部品のみの供給であっても、必ず記入する) |

注：(1)遠隔地支援事業所の支援機能は、申請書の「遠隔地支援事業所支援機能の表記リスト」〈QI-503TSi〉から選択して記載して下さい。

(2)最寄駅の欄の記入は、事業所が重複する場合、最初の一箇所のみで結構です。

(3)IATF OEMが顧客の場合は、顧客から付与された生産事業所の供給者コード(supplier code)を記入願います。supplier codeが無い場合は、客観的証拠を添付願います。

 なお、「供給者コード形式の一覧表」（QI-503TSc-2）によりコード形式を確認の上、記入願います。

(4)拡張生産事業所のある単一生産事業所を申請する場合は、IATF承認取得ﾙｰﾙ付属書4に適合するか、「拡張生産事業所のある単一生産事業所の適用可否ﾁｪｯｸﾘｽﾄ<様式QI-503TSr>」を添付すること。

(5)拡張生産事業所の「業務の詳細」は、その事業所で実際に行われている製造業務の具体的内容を記載願います。(IATF承認取得ﾙｰﾙ付属書4の検証に使用する)

(6)顧客への完成品の製造だけではなく、後工程としての他の生産事業所に製品を送付している場合、この製品の範囲も記入して下さい。

(7)①｢自動車用｣は使用しない。②｢設計・開発｣は使用しないで、｢設計｣とする。③｢販売、エンジニアリング、サービス、倉庫保管、順序付け、等｣の支援機能名は使用しない。

(8)「人数」の内数：パートタイマー、契約従業員、直近6ヶ月の日雇い労働者の平均人数及び臨時従業員の人数

|  |
| --- |
| 遠隔地支援事業所３ |
| 名称（日本語）： |
| （英　語）： |
| 所在地（日本語）：〒 |
| （英　語）： |
| 登録証に表記する支援機能（日本語）：  |
| （英語）：  |
| 最寄駅 |  | 線 |  | 駅から約 |  | ｋｍ |  | で約 |  | 分 |
| 遠隔地支援事業所４ |
| 名称（日本語）：  |
| （英　語）：  |
| 所在地（日本語）：〒 |
| （英　語）： |
| 登録証に表記する支援機能（日本語）：  |
| （英語）：  |
| 最寄駅 |  | 線 |  | 駅から約 |  | ｋｍ |  | で約 |  | 分 |
| 遠隔地支援事業所５ |
| 名称（日本語）： |
| （英　語）： |
| 所在地（日本語）：〒 |
| （英　語）： |
| 登録証に表記する支援機能（日本語）：  |
| （英語）：  |
| 最寄駅 |  | 線 |  | 駅から約 |  | ｋｍ |  | で約 |  | 分 |
| 遠隔地支援事業所６ |
| 名称（日本語）：  |
| （英　語）：  |
| 所在地（日本語）：〒 |
| （英　語）： |
| 登録証に表記する支援機能（日本語）：  |
| （英語）：  |
| 最寄駅 |  | 線 |  | 駅から約 |  | ｋｍ |  | で約 |  | 分 |
| 遠隔地支援事業所７ |
| 名称（日本語）：  |
| （英　語）：  |
| 所在地（日本語）：〒 |
| （英　語）： |
| 登録証に表記する支援機能（日本語）：  |
| （英語）：  |
| 最寄駅 |  | 線 |  | 駅から約 |  | ｋｍ |  | で約 |  | 分 |
| IATF OEM名及び供給者コード：□無、□有(IATF OEM名：　　　　　　　/供給者コード：　　　　　　　)(量産品の供給だけでなく、サービス部品のみの供給であっても、必ず記入する) |

注：(1)遠隔地支援事業所の支援機能は、申請書の「遠隔地支援事業所支援機能の表記リスト」〈QI-503TSi〉から選択して記載して下さい。

(2)最寄駅の欄の記入は、事業所が重複する場合、最初の一箇所のみで結構です。

(3)IATF OEMが顧客の場合は、顧客から付与された生産事業所の供給者コード(supplier code)を記入願います。supplier codeが無い場合は、客観的証拠を添付願います。

 なお、「供給者コード形式の一覧表」（QI-503TSc-2）によりコード形式を確認の上、記入願います。

(4)拡張生産事業所のある単一生産事業所を申請する場合は、IATF承認取得ﾙｰﾙ付属書4に適合するか、「拡張生産事業所のある単一生産事業所の適用可否ﾁｪｯｸﾘｽﾄ<様式QI-503TSr>」を添付すること。

(5)拡張生産事業所の「業務の詳細」は、その事業所で実際に行われている製造業務の具体的内容を記載願います。(IATF承認取得ﾙｰﾙ付属書4の検証に使用する)

(6)顧客への完成品の製造だけではなく、後工程としての他の生産事業所に製品を送付している場合、この製品の範囲も記入して下さい。

(7)①｢自動車用｣は使用しない。②｢設計・開発｣は使用しないで、｢設計｣とする。③｢販売、エンジニアリング、サービス、倉庫保管、順序付け、等｣の支援機能名は使用しない。

(8)「人数」の内数：パートタイマー、契約従業員、直近6ヶ月の日雇い労働者の平均人数及び臨時従業員の人数

[QI-503TSc-2 Rev.29]

**供給者コード形式の一覧表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| OEM | ブランド、地域、傘下企業等 | 供給者コード（supplier code）形式 |
| BMW | BMW, MINI, Rolls Royce, BMW Motorrad, BMW Brilliance Automotive(China)  | ・6桁数字-2桁数字 (BMW-Supplier Code)(例)123456-78・単一の供給者コード |
| Mercedes-Benz Group AG | Europe, その他地域, JV(合弁会社) | ・8桁数字　(Daimler supplier code) (例)12345678 (-X) ・8桁の数字の後にアルファベット大文字が続く場合もある。・複数の供給者コードが存在し得る。 |
| Ford | FORD, Lincoln, Auto Alliance Thailand(AAT) (Rayong,Thailand), Jiangling Motor (JMC) (China), Sollers (Russia), Otosan (Turkey), ChangAn Ford (CAF)(China)  | ・5桁英数字　（Ford GSDB code） ・複数の供給者コードが存在し得る。* 複数ある場合は、Primary site codeを入力
 |
| General Moters (GM) | GM, SGM(China), GMW(China), Duramax, GMCH  | ・9桁数字 (DUNS Number）・複数の供給者コードが存在し得る。* 複数ある場合は、Manufacturing site codeを入力
 |
| Jaguar Land Rover (JLR) Limited |  | ・5桁英数字* Quick Reference Guideは未発行
 |
| Renault Group | Renault, Dacia, Alpine, Renault Samsung Motors, Lada  | ・6桁数字-2桁数字 （COFOR コード）(例) 679822-77※ 先頭に0が存在する場合は無視する・単一の供給者コード・JVには供給者コードなし |
| Stellantis (旧 FCA US LLC) | Chrysler, Dodge, US Jeep | ・5桁数字。1文字もしくは2文字の英大文字が付くこともある。(例)12345, 12345A, 12345AB・単一の供給者コード |
| Stellantis (旧 FCA Italy SpA) | Fiat, Alfa Romeo, Lancia, Italy Jeep, TOFAS(JV Turkey), GAC(JV China), FAP(Fiat Auto Poland), FAS(Fiat Auto Serbia) | ・10桁数字（0を含める。）(例)0130005798, 0800000059, 0000054283・単一の供給者コード |
| Stellantis (旧 PSA)  | Peugeot Citroen, DS, Opel, Vauxhall  | ・6桁英数字-2桁英数字・単一の供給者コード・JVには供給者コードなし |
| Volkswagen AG | VW, Audi, Porsche, SEAT, Skoda,その他のブランド、JVまたは子会社  | ・9桁数字 (DUNS Number）・単一の供給者コード |
| Geely （吉利汽車） |  | ・6桁英数字* Quick Reference Guideは未発行
 |
| IVECO Group |  | ・3桁英数字-2桁数字※ Quick Reference Guideは未発行 |

詳細については、各OEMのQuick Reference Guideを参照願います。

　　　　　　 　<https://www.iatfglobaloversight.org/oem-requirements/quick-reference-guides/>

●今回受審の事業内容 [QI-503TSd Rev.29]

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  注１ 　  設計、製造、付帯ｻｰﾋﾞｽを含む Products, Processes or Services |  注２ 調達品（外注品･購入品） Procurement for Outside Source | 注３ 　主要工程Process |  [上行]　 　 主要顧客 [下行]関連サイト(前ページの生産事業所No.を記入) |
| １ | 日本語 |  |  |  |  主要顧客 関連サイト  |
| 英　文 |  |
| ２ | 日本語 |  |  |  |  主要顧客 関連サイト  |
| 英　文 |  |
| ３ | 日本語 |  |  |  |  主要顧客 関連サイト  |
| 英　文 |  |
| ４ | 日本語 |  |  |  | 主要顧客 関連サイト |
| 英　文 |  |

＜注＞ 注１製品欄記載例：「内外装部品の設計及び製造」「エンジン部品の製造」等。

　　　 注２調達品は、原材料、コントロール部品、電装部品、切削品、成形品などの主要製品名を記載してください。

 注３ 工程は、「営業－設計－調達－受入検査－組立（工事）－最終検査－梱包－引渡－付帯サービス」などと記載してください。特に設計の有無は必ず

 記載してください。また、アウトソースしたプロセスには、次の丸数字を記載してください。（①全てのプロセスを全て委託、②一部のプロセスを

　　　　　全て委託、③全てのプロセスが委託もある、④一部のプロセスが委託もある）

太線内の製品、プロセス又はサービスについては、必ず英文を併記してください。その他の部分については特に英文を記入する必要はありません。

［QI-503TSe Rev.29］

顧客指定の製品リスト

組織名：

生産事業所名：

審査識別番号：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 顧客 | **登録証に表記されている****[a]**自社で製造している製品（自社/製造委託先） | **登録証に表記されていない****[b]**自社以外で製造している製品(兄弟会社/製造委託先/他) |
| **[Ⅰ]**自動車産業顧客①②③ | **IATF登録証に表記されている製品名**・・・**（具体的な製品内容）※1**・・・ | ・（補足説明）※2 |
| **[Ⅱ]**自動車産業以外の顧客①②③ | ・・・**（具体的な製品内容）**・・・ | ・（補足説明） |

※[Ⅰ-a]太線内の製品が、登録証に表記されます。

※[Ⅰ-a]及び[Ⅰ-b]太線内の製品が、IATF審査対象になります。

※1(具体的な製品内容)

記入例：ハンドブレーキレバー、サーキットボード等

※2(補足説明)

　例

海外の兄弟会社で製造した、自社の登録証に表記されていない製品を自動車産業顧客に自社から

出荷している場合など。





[QI-503TSf-1 Rev.29]

**事業所情報（他の審査機関の審査を受けている生産事業所に対する遠隔地支援部門）**

（注）他の審査機関の審査を受けている生産事業所毎に作成してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 〔他の審査機関の審査を受けている生産事業所〕　生産事業所名称： 　生産事業所住所： 　生産事業所従業員数：　　　人 | 支援しているプロセス名、支援機能名 |
| 〔他の審査機関の審査を受けている生産事業所を支援している遠隔地支援事業所〕　（注）複数の支援事業所が支援している場合、全ての支援事業所名を記載して下さい。支援事業所名称： | プロセス名 |  |  |  |  |  |  |
| 支援機能名 |  |  |  |  |  |  |
| 遠隔地支援事業所名称 | 部署名 | 人数 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計人数 |  |  |  |  |  |  |  |
| 支援している製品名称範囲外欄：JIA登録証の範囲外製品は×印プロセス名欄：対象に〇印 | 製品名称 | 範囲外 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 顧客名及び顧客固有要求事項支援した製品名・車種名 | 顧客名 | 顧客固有要求事項 | 支援した製品名・車種名 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 他機関情報 | 審査機関名称 |  |
| 初回又は更新審査日(又は予定日)年月日の前に初回はA、更新1回目以降B,C,Dを記入 | ( 年　　月　　日) |
| ※他機関　登録証(英文)コピー添付（含む付属書(Appendix)） | 　 |
| ※IATFのOEM名及び供給者コード：例：VW･･･100203039○○ |  |

※本資料の申請は、他の審査機関でIATF 16949の審査登録が終了していること。

※「供給者コード形式の一覧表」（QI-503TSc-2）によりコード形式を確認の上、記入願います。

　[QI-503TSf-2 Rev.29]

**事業所情報（他の審査機関の審査を受けている遠隔地支援部門のある生産事業所）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 生産事業所名称 |  |  |  |
| 住所（〒） |  | TEL / FAX |  |
| 責任者（役職） |  | 連絡担当者名 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| a) | 遠隔地支援部門の組織名称及び部門名称 |  |
| 同上　　　住所 |  |
| 審査機関名称 |  |
| 生産事業所が受ける支援機能（プロセス名称） |  |
| b) | 遠隔地支援部門の組織名称及び部門名称 |  |
| 同上　　　住所 |  |
| 審査機関名称 |  |
| 生産事業所が受ける支援機能（プロセス名称） |  |
| c) | 遠隔地支援部門の組織名称及び部門名称 |  |
| 同上　　　住所 |  |
| 審査機関名称 |  |
| 生産事業所が受ける支援機能（プロセス名称） |  |

[QI-503TSf-3 Rev.29]

**事業所情報（生産事業所の製造工程毎の詳細情報）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 生産事業所名称 |  |  |  |
| 住所（〒） |  | TEL / FAX |  |
| 責任者（役職） |  | 連絡担当者名 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 製造工程名称 | シフト | 操業時間 | 人数 | 審査サイクル |
| CR | S1 | S2 |
| 例熱処理工程 | １ｼﾌﾄ(基準含む) | ０８：００ | ～ | １７：００ | ８ | 人 | ○ | ○ |  |
| ２ｼﾌﾄ | １７：００ | ～ | ０２：００ | ６ | 人 | ○ |  | ○ |
| ３ｼﾌﾄ | ２３：００ | ～ | ０８：００ | ２ | 人 | ○ | ○ |  |
| 1 | 基準 | ： | ～ | ： |  | 人 |  |  |  |
|  | ： | ～ | ： |  | 人 |  |  |  |
|  | ： | ～ | ： |  | 人 |  |  |  |
|  | ： | ～ | ： |  | 人 |  |  |  |
| 2 | 基準 | ： | ～ | ： |  | 人 |  |  |  |
|  | ： | ～ | ： |  | 人 |  |  |  |
|  | ： | ～ | ： |  | 人 |  |  |  |
|  | ： | ～ | ： |  | 人 |  |  |  |
| 3 | 基準 | ： | ～ | ： |  | 人 |  |  |  |
|  | ： | ～ | ： |  | 人 |  |  |  |
|  | ： | ～ | ： |  | 人 |  |  |  |
|  | ： | ～ | ： |  | 人 |  |  |  |
| 4 | 基準 | ： | ～ | ： |  | 人 |  |  |  |
|  | ： | ～ | ： |  | 人 |  |  |  |
|  | ： | ～ | ： |  | 人 |  |  |  |
|  | ： | ～ | ： |  | 人 |  |  |  |
| 5 | 基準 | ： | ～ | ： |  | 人 |  |  |  |
|  | ： | ～ | ： |  | 人 |  |  |  |
|  | ： | ～ | ： |  | 人 |  |  |  |
|  | ： | ～ | ： |  | 人 |  |  |  |
| 6 | 基準 | ： | ～ | ： |  | 人 |  |  |  |
|  | ： | ～ | ： |  | 人 |  |  |  |
|  | ： | ～ | ： |  | 人 |  |  |  |
|  | ： | ～ | ： |  | 人 |  |  |  |
| 7 | 基準 | ： | ～ | ： |  | 人 |  |  |  |
|  | ： | ～ | ： |  | 人 |  |  |  |
|  | ： | ～ | ： |  | 人 |  |  |  |
|  | ： | ～ | ： |  | 人 |  |  |  |

注１）シフトがない工程についても、基準勤務については記述願います。

注２）生産事業所にある工程で、交替勤務があるものは、交替勤務を全て挙げて下さい。

注３）工程名称、及びシフト名称は実際にお使いのものを記入願います。また、工程は「加工組立工程」などのように複数の工程表記ではなく、「加工工程」と「組立工程」などのように単独の工程に区分して記入願います。

注４）審査サイクルの欄はJIA-QAセンターが使用します。（記入の必要はありません。〇は計画、●は実績を記入）

[QI-503TSf-4　Rev.29]

**事業所情報（全社登録制度で認証の除外を希望する生産事業所）**

**<根拠規定>：IATF承認取得ルール 1.0項 IATF16949認証取得資格**

**（１）IATF16949は、顧客指定の生産用部品、サービス用部品、及び/又はアクセサリー部品を製造する依頼者の全ての生産事業所に適用される。**

**（２）IATF16949の認証取得資格に関する要求事項を満たし、自動車産業顧客に顧客指定の生産用部品を供給する生産事業所であっても、その顧客がIATF16949に対する第三者認証を要求していない場合において、依頼者から審査機関への要請があれば、その生産事業所を除外してもよい。**

（注）除外を希望する生産事業所毎に作成してください。

|  |
| --- |
| 〔除外希望の生産事業所〕　生産事業所名称：　生産事業所住所：　生産事業所従業員数： |
|  |
|  |
| 顧客指定の製品名称 | 製品名称 |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| 顧客名及び顧客固有要求事項※対象顧客の全てが、IATF16949の第三者認証登録を要求していないことを明確に示すこと。 | 顧客名 | 第三者認証登録要求　有無 | 判断の根拠　※ |
|  | □無し　□あり |  |
|  | □無し　□あり |  |
|  | □無し　□あり |  |
|  | □無し　□あり |  |
|  | □無し　□あり |  |

[QI-503TSg Rev.29]

主要プロセスと支援プロセスの説明

　自動車産業QMS規格は組織のプロセスに沿って審査を行うことを要求しています。

そこで、主要（メイン）プロセスと支援（サポート）プロセスについて下記の通り分類してください。

何を主要プロセスとするかは、製品の性質、どのようなプロセスを経て製品を製造するかで異なりますので、それぞれの企業で選定すべき事項です。

（例：カレーライスを作るときに、レトルトパックを利用するのと、ルーから作るのとでプロセスが異なるように。）

１．主要プロセス

　　　顧客に対して顧客要求事項を満足した製品をお届けするためには不可欠なプロセスで、これを失敗すると直ちに製品の性質、納期に影響を与えることが予想されるプロセスです。

　　例：営業、製品及びプロセス設計、購買、生産管理、製造、品質保証、サービス、

　　　　出荷、市場調査、製品・プロセス評価

２．支援プロセス

　　　主要プロセスを支えるプロセスで、これを失敗すると直ちに製品の品質・納期に影響を及ぼすことはないかもしれないが、品質マネジメントシステムの有効性低下を招くプロセスです。

　　例：営業、購買、設備計画、保全、教育・訓練、校正、情報技術・生産管理、市場調査、

　　　　事業計画

同じプロセス名が主要プロセスにも支援プロセスにも書いてあるものがありますが、上記に示す

理由で組織がどちらに含めるべきかを決定すべきものです。

　プロセス名称は、「遠隔地支援事業所支援機能の表記リスト」から選択して記載して下さい。

審査は、組織が実行しているプロセスの中で、主要プロセスに焦点を当てて行います。

支援プロセスは出来るだけ主要プロセスと関連づけて審査します。

[QI-503TSi Rev.29]

遠隔地支援事業所支援機能の表記リスト

登録証及びIATFデータベースへ表記する遠隔地支援事業所の支援機能を、下記リスト

の中から英語と日本語のセットで選択して下さい

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 支援機能（IATFデータベース上の用語） | 参考：支援機能の参考訳 |
| 1. | Aftersales | アフターセールス |
| 2. | Calibration | 校正 |
| 3. | Continuous Improvement | 継続的改善 |
| 4. | Contract Review | 契約内容確認 |
| 5. | Customer Service | 顧客サービス |
| 6. | Distribution | 出荷管理 |
| 7. | Engineering | エンジニアリング(工場生産設備) |
| 8. | Facilities Management | 施設管理 |
| 9. | Finance | ファイナンス |
| 10. | Human Resource | 人事 |
| 11. | Information Technologies | 情報技術 |
| 12. | Internal Audit Management | 内部監査マネジメント |
| 13. | Laboratory | 試験所 |
| 14. | Logistics | 物流 |
| 15. | Maintenance | 保守、保全 |
| 16. | Management Review | マネジメントレビュー |
| 17. | Marketing | マーケティング |
| 18. | Packaging | 梱包 |
| 19. | Policy Making | 方針策定 |
| 20. | Process Design | 工程設計 |
| 21. | Product Design | 製品設計 |
| 22. | Production Equipment Development | 生産設備開発 |
| 23. | Purchasing | 購買 |
| 24. | Quality System Management | 品質システムマネジメント |
| 25. | Repair | 修理 |
| 26. | Research & Development | 研究開発 |
| 27. | Sales | 営業 |
| 28. | Sequencing | 生産順序づけ |
| 29. | Servicing | サービス |
| 30. | Strategic Planning | 戦略企画 |
| 31. | Supplier Management | 供給者管理　 |
| 32. | Testing | 試験･検査 |
| 33. | Training | 教育訓練 |
| 34. | Warehousing | 倉庫保管 |
| 35. | Warranty Management | 補償管理 |

マネジメントP、生産管理P、品質保証Pには、一般的には以下の機能を含むことがあります。個別の状況により変わり、これらには限りません。

マネジメントP：Strategic Planning (戦略企画)、Policy Making (方針策定)、

Management Review (マネジメントレビュー)

生産管理P　　：Purchasing (購買)、Distribution (出荷管理)、Logistics (物流)

品質保証P　　：Quality System Management (品質システムマネジメント)

 [QI-503TSj Rev.29]

生産事業所名称：

生産事業所No.：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　顧客固有要求事項（CSR）リスト

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | 顧客名称 | 顧客固有要求事項(CSR)(品質マネジメントシステムの要求事項に関わる顧客の文書)（注3） | 発効日(文書の適用日) |
|
|
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

注1）生産事業所毎に、取引のある全ての自動車関連顧客について、記述願います。

注2）顧客への完成品の製造だけではなく、後工程としての他の生産事業所に製品を出荷している場合、この生産事業所も顧客として記入して下さい。

注3）顧客が、顧客の取引先のCSR適合を要求している場合には、該当するCSRを併記すること。

[QI-503TSk Rev.29]

要求事項対プロセス一覧表［例］

IATF 16949：2016



※ご提出いただく資料は、本一覧表と同等のものであれば、様式は問いません。

[QI-503TSl Rev.29]

顧客固有要求事項対プロセス一覧表［例］



※ご提出いただく資料は、本一覧表と同等のものであれば、様式は問いませんが、品質マニュアル文書に含まれている必要があります（IATF 16949:2018 7.5.1.1 d）参照）。

[QI-503TSs Rev.29]

[遠隔地支援機能]と[生産事業所のプロセス]との相互作用関連表［例］

 

※ご提出いただく資料は、本一覧表と同等のものであれば、様式は問いません。

[QI-503TSm Rev.29]

組織名：

審査管理番号：

申請添付資料確認一覧表(IATF 16949)

注1)：初回申請時は、全ての情報を添付して下さい。

注2)：定期及び更新審査申請時は、**＊**印のものはその都度、その他は変更がある場合のみ添付して下さい。

注3）：複数サイトを有する場合、サイト毎の組織のプロセス－順序及び相互作用を示すﾌﾛｰ図を提出下さい。

注4）：IATF OEM懸念事項を必ず審査計画時のインプットとして提出を願います。

（ルールは、前回審査以降の顧客及び内部パフォーマンスデータ、前回審査以降の顧客満足及び苦情の要約を要求している。最新の顧客報告書及び／又はスコアカードのコピーを含み、審査記録の一部として記録し保管すること。IATFのOEMが顧客でありながらデータが無い場合は、客観的証拠を添付願います。GMのスコアカードは6-Panel Reportであり、Bid list は添付しないこと）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| IATFﾙｰﾙ条項 | ご提出いただく情報 | 詳　細※関連文書・ﾚﾌｧﾚﾝｽ | 提出予定日 | JIA記入欄 |
| **【申請書類関係】** |
| 5.7.1 a)6.16.5.1 a):④6.5.1 h):⑧6.5.1 d):⑨ | **＊**【申請書】①「審査登録申請書」<QI-503TSa>②「申請書添付資料」<QI-503TSb>③「詳細情報」<QI-503TSc>④「審査対象事業所記入用紙」<QI-503TSc追加>⑤「今回受審の事業内容」<QI-503TSd>⑥「顧客指定の製品リスト」<QI-503TSe>⑦「事業所情報」<QI-503TSf-1～4>⑧「顧客固有要求事項(CSR)リスト」<QI-503TSj>⑨「要求事項対プロセス一覧表」< QI-503TSk>⑩「顧客固有要求事項対プロセス一覧表」< QI-503TSl >⑪「遠隔地支援機能と生産事業所のプロセスとの相互作用関連表」＜QI-503TSs＞ | ※注記：④は、上記注４）に注視し、IATFのOEM及びIATFのOEM提携会社が顧客の場合、<QI-503TSc追加>にsupplier codeを記入してください。⑩は、IATF OEM顧客が顧客の場合は必ず作成、その他の顧客は、主要取引ﾒｰｶｰ5社を作成してください。 |  | □①□②□③□④□⑤□⑥□⑦□⑧□⑨□⑩□⑪ |
| 6.1 | **＊**他の審査機関の審査を受けている生産事業所での遠隔地支援部門に対する是正処置要求調査表 | □なし　□あり→QI-503TSo添付 |  | □ |
| 6.1 | **＊**組織図 | 生産事業所遠隔地支援事業所 |  | □ |
| 6.1 | **＊**遵守すべき要求事項確認票＜QI-503TSq＞ | ※注記：単独、複合審査においても「関連する法的義務」左記提出願います。尚QMSで提出頂いた資料でも可能です。 |  | □ |
| 6.1 | 現行又は以前のIATF認証情報※移転審査の場合のみ | 登録証のコピー過去3年サイクルの審査報告書全ての不適合が完了している証拠 |  | □ |
| 3.2 | **＊**変更内容一覧表<QI-503TSn> | 初回申請時は添付不要 |  | □ |
| **【添付資料】･･･各添付資料の右上に①～⑪のNo.を記入してください。** |
| 5.7.1 b)6.5.1 e):①②6.5.1 b):② | ① 品質マニュアル（最新版） | (文書番号　　　　) / (版数　　　）　　　　　 |  | □ |
| ② **＊**組織のﾌﾟﾛｾｽ体系図（生産事業所毎）(生産事業所内又は、遠隔地の支援部門との相互関係含む／外部委託したﾌﾟﾛｾｽの識別を含む) | ﾌﾟﾛｾｽ名はQI-503TSfに一致のこと。 |  | □ |
| 5.7.1 c)6.5.1 c):③④ | ③ **＊**顧客目標に対するパフォーマンスデータ(※生産ｻｲﾄ毎) | Stage1,Stage2：直近12ヵ月間定期：前回審査以降更新：過去３年分※定期,更新：「顧客情報」「プロセスのパフォーマンス」<QI-503TSp> <QI-503TSp-1>を作成添付。 |  | □ |
| ④ **＊**内部目標に対するパフォーマンスデータ |  | □ |
| 5.7.1 d)6.5.1 i):⑤⑥ | ⑤ **＊**顧客満足及び苦情の要約 | Stage1,Stage2：直近12ヵ月間定期、更新：前回審査以降※顧客苦情の要約には、発生時期、顧客名、品名、クレーム内容、対象サイト、審査できるプロセス名、工程名、発生部門を記載すること。　 |  | □ |
| ⑥ **＊**顧客報告書及び／又はスコアカード(ｺﾋﾟｰ含む)(注4 IATF OEM顧客は必ず提出) |  | □ |
| 5.7.1 e)6.5.1 i):⑦ | ⑦ 顧客特別状態の通知(IATF OEM,自動車ﾒｰｶｰからの納入制限等） | 前回審査以降 |  | □ |
| 5.7.1 f) | ⑧ 新規顧客に関する通知 | 前回審査以降 |  | □ |
| 5.7.1 g)6.5.1 d):⑨6.5.1 f):⑨⑪6.5.1 g):⑩ | ⑨ **＊**内部監査の結果 | Stage1,Stage2：完全な１ｻｲｸﾙ分定期、更新　：前回審査以降 |  | □ |
| ⑩ 資格認定された内部監査員のリスト及び資格認定の基準 | Stage1、Stage2：最新 |  | □ |
| ⑪ **＊**マネジメントレビューの結果 | Stage1､Stage2：内部監査に続くMRの結果定期、更新　：前回審査以降 |  | □ |

 [QI-503TSn Rev.29]

●変更内容一覧表（初回申請時は添付不要） 　　　　　　　　　　　登録番号:ＪＱ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | ①認証範囲の著しい変更(ルール3.2f)) |  | ⑧組織/経営者・管理責任者の変更(ルール3.2d)) |
|  | ②遠隔地支援部門の変更/追加/抹消 |  | ⑨住所又は場所の変更(ルール3.2e)) |
|  | ③生産事業所の法的名称/所有権の状態の変更（合併・買収）(ルール3.2b),c)) |  | ⑩法的地位(ルール3.2a)) |
|  | ④拡張生産事業所の変更/追加/抹消 |  | ⑪IATFのOEM顧客の特別状態(ルール3.2g)) |
|  | ⑤生産ラインの変更 |  | ⑫新たなIATF承認認証機関への移転(ルール3.2h)) |
|  | ⑥従業員数の増加/減少 |  | ⑬その他 |
|  | ⑦新規顧客 |  |  |
|  変更届け出の要領：**※どの生産事業所、遠隔地支援部門に関連する変更かを、わかるように記入すること。****※重要な変更は、変更日を記入すること。** 1.　上記の該当する欄に○印を記入してください。 2. すでにご提出していただいている申請書の記載内容を変更する場合は、変更が影響するすべてのペ ージ及び審査登録申請書[QI-503TSa]を添付してください。 3. 電話・ＦＡＸ・事務連絡担当者・経理関係担当者情報のみの変更の場合には、この用紙及び変更さ 　　れる該当ページを添付してください。 |
| 〔変更前の内容〕 | 〔変更後の内容〕 |
| 〔変更理由〕 |

 ◎｢会社名｣・｢事業所名｣・｢住所｣・｢製品、プロセス又はサービス｣については、必ず英文を併記してく

 ださい。

 ◎書ききれない場合は別紙を添付してください。

　　　　　年　　月　　日

　貴社ご担当者　氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

[QI-503TSn-1 Rev.29]

●変更申請確認表（初回申請時は添付不要） 　　　　　　　　　　　登録番号:ＪＱ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 今回提出書類 | 様式 |  | 変更内容・サイト名 |
| ■ | 審査登録申請書 | QI-503TSa |  |
| □ | 申請書添付資料(別紙1～7) | QI-503TSb |  |
| □ | 詳細情報 | QI-503TSc |  |
| □ | 審査対象事業所記入用紙 | QI-503TSc追加 |  |
| □ | 今回受審の事業内容 | QI-503TSd |  |
| □ | 顧客指定の製品リスト | QI-503TSe |  |
| □ | 事業所情報 | QI-503TSf |  |
| □ | 事業所情報(他の審査機関の審査を受けている生産事業所に対する遠隔地支援部門) | QI-503TSf-1 |  |
| □ | 事業所情報(他の審査機関の審査を受けている遠隔地支援部門のある生産事業所) | QI-503TSf-2 |  |
| □ | 事業所情報(生産事業所の製造工程毎の詳細情報) | QI-503TSf-3 |  |
| □ | 事業所情報(全社登録制度で認証の除外を希望する生産事業所) | QI-503TSf-4 |  |
| □ | 顧客固有要求事項（CSR）リスト | QI-503TSj |  |
| □ | 要求事項対プロセス一覧表 | QI-503TSk |  |
| □ | 顧客固有要求事項対プロセス一覧表 | QI-503TSl |  |
| □ | [遠隔地支援機能]と[生産事業所のプロセス]との相互作用関連表 | QI-503TSs |  |
| □ | 他の審査機関の審査を受けている生産事業所での遠隔地支援部門に対する是正処置要求調査票 | QI-503TSo |  |
| □ | 顧客情報 | QI-503TSp |  |
| □ | プロセスのパフォーマンス | QI-503TSp-1 |  |
| □ | 順守すべき要求事項確認票 | QI-503TSq |  |
| □ | 単一生産事業所の適格性判断表 | QI-503TSr |  |
| □ | 拡張生産事業所(他所の事業所)を範囲に含む生産事業所の適格性判断表 | QI-503TSr-1 |  |
| □ | コーポレートスキーム審査適用の適格性判断表 | QI-503TSr-2 |  |
| □ | QMS文書化要求事項の確認表 | QI-503TSt |  |
| □ | ステージ1準備状況レビューチェックリスト | QI-503TSuQI-503TSu-1 |  |

　　　　　年　　月　　日

　貴社ご担当者　氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

[QI-503TSo Rev.29]

他の審査機関の審査を受けている生産事業所での遠隔地支援部門に対する是正処置要求調査表

登録組織名称：

審査識別番号：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| a) | 生産事業所名称 |  |
| 審査機関名称 |  |
| 遠隔地支援部門の組織（部門）名称 |  |
| 是正処置要求の内容（是正処置要求書及び是正処置報告書のコピーを添付） | 是正処置要求対象支援機能：是正処置要求の概要：とられた是正処置の概要： |
| b) | 生産事業所名称 |  |
| 審査機関名称 |  |
| 遠隔地支援部門の組織（部門）名称 |  |
| 是正処置要求の内容（是正処置要求書及び是正処置報告書のコピーを添付） | 是正処置要求対象支援機能：是正処置要求の概要：とられた是正処置の概要： |
| c) | 生産事業所名称 |  |
| 審査機関名称 |  |
| 遠隔地支援部門の組織（部門）名称 |  |
| 是正処置要求の内容（是正処置要求書及び是正処置報告書のコピーを添付） | 是正処置要求対象支援機能：是正処置要求の概要：とられた是正処置の概要： |

|  |
| --- |
| [QI-503TSp Rev.29]顧客情報（顧客パフォーマンス達成状況評価）　　　　　　　　　　　生産事業所名：　　　　　　　　　　　　　　　No.　　　 |
| 顧客名 | KPI(Key Performance Indicator:重要業績評価指標) | KPIの目標未達の場合の処置 |
| 品質 | 納期 | 特別状態 |
| IATF OEM |
| (OEM名称)（ｻﾌﾟﾗｲﾔｺｰﾄﾞ：　　　　　） | KPI：目標：実績： | KPI：目標：実績： | 有　　無 |  |
| (OEM名称)（ｻﾌﾟﾗｲﾔｺｰﾄﾞ：　　　　　） | KPI：目標：実績： | KPI：目標：実績： | 有　　無 |  |
| その他の顧客 |
|  | KPI：目標：実績： | KPI：目標：実績： | 有　　無 |  |
|  | KPI：目標：実績： | KPI：目標：実績： | 有　　無 |  |
|  | KPI：目標：実績： | KPI：目標：実績： | 有　　無 |  |
|  | KPI：目標：実績： | KPI：目標：実績： | 有　　無 |  |
|  | KPI：目標：実績： | KPI：目標：実績： | 有　　無 |  |
| 内部パフォーマンス |
|  | KPI：目標：実績： | KPI：目標：実績： | 有　　無 |  |
|  | KPI：目標：実績： | KPI：目標：実績： | 有　　無 |  |



　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　 　　　　　 [QI-503TSp-1 Rev.29]

プロセスのパフォーマンス

申請者識別番号：　　　　　　　　　　　申請者名：

生産事業所（又は遠隔地支援事業所）の名称：

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| プロセス名 | プロセスオーナー名 | KPI | 3年前〇〇年〇月～〇〇年　〇月 | 2年前〇〇年〇月～〇〇年　〇月 | 1年前〇〇年〇月～〇〇年　〇月 | 今期〇〇年〇月～〇〇年　〇月 | 前回審査以降の傾向 | 未達成の場合の対応内容 |
| 目標値 | 実績 | 達成状況 | 目標値 | 実績 | 達成状況 | 目標値 | 実績 | 達成状況 | 目標値 | 実績 | 達成状況 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

※：本資料は、各生産事業所、遠隔地支援事業所毎に作成する。

※「プロセス名」：事業所情報[QI-503TSf]のプロセス名を記入する。

※「達成情報」：〇達成又は×未達成を記号で記入する。

※「前回審査以降の傾向」：〇向上、△変化なし、×悪化を記号で記入する。

［QI-503TSq Rev.29］

遵守すべき要求事項確認票

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査識別番号 |  |  |
|  |  |  |
| 区分 | 名称・規格番号 |
| JIS規格 | □無□有（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 海外規格 | □無　□有（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 経済産業省規制 | □無　□有（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 国土交通省規制 | □無　□有（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 環境省規制 | □無　□有（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 厚生労働省規制 | □無　□有（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 農林水産省規制 | □無　□有（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| その他の官公庁規制 | □無　□有（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 機密保護に関する法的又はその他要求事項 | □無　□有（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 海外の規制 | □無　□有（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 顧客固有要求事項 | □無　□有（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 団体規格 | □無　□有（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 団体規制 | □無　□有（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| その他の規格 | □無　□有（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| その他の規制 | □無　□有（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  | □無　□有（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  | □無　□有（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  | □無　□有（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  | □無　□有（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  | □無　□有（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  | □無　□有（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

［QI-503TSr Rev.29］

**単一生産事業所の適格性判断表**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 適格性基準(IATFルール5版付属書4 認証構造の適格性基準　参照） | 基準を満たすことの説明(組織記入欄) | 適格性可否評価(JIA-QAｾﾝﾀｰ記入欄) |
| 1 | 単一の品質マネジメントシステム（IATF 16949, 4.1参照）(例)一つの品質マニュアルにおいて適用範囲となっている。(該当条項･部分記載) |  |  |
| 2 | 独立した意思決定(例)職掌規程、責任･権限規程等に自律的な意思決定を行う権限が規定されている。　(該当箇所添付)｢組織図｣(<QI-503TSb>添付資料)で、他の事業所から組織的に独立している。 |  |  |
| 3 | 顧客に出荷される最終製品に対して、他の製造サイト（すなわち単一の順次製品実現プロセスをもつ）の生産価値創造から独立したサイト(例)品質システム文書(プロセスマップ等)において、他事業所が製造機能の一部を担当する場合は、外注による依頼である。拡張生産事業所(他所の生産事業所)を持たない。(該当箇所添付) |  |  |

［QI-503TSr-1 Rev.29］

**拡張生産事業所(他所の事業所)を範囲に含む生産事業所の適格性判断表**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 適格性基準(IATFルール5版付属書4 認証構造の適格性基準　参照） | 基準を満たすことの説明(組織記入欄) | 適格性可否評価(JIA-QAｾﾝﾀｰ記入欄) |
| 1 | 全ての生産事業所が使用する単一の品質マネジメントシステムを持つ。(QMS) (IATF 16949､4.4.1参照) 地域化が存在しない。(例)主生産事業所及び拡張生産事業所が一つのQMS文書において適用範囲となっている。(該当条項･部分記載) |  |  |
| 2 | 拡張生産事業所は自律的な意思決定権を持たない。主生産事業所に依存する。(例)職掌規程、責任･権限規程等で、拡張生産事業所に自律的な意思決定を行う権限がない。　(該当箇所添付)｢組織図｣(<QI-503TSb>添付資料)で、生産事業所に組織的に従属している。 |  |  |
| 3 | 拡張生産事業所は主生産事業所から、あるいはそこを通じてのみ支援を受ける。（事業所内支援とみなされる。）(例)｢組織のプロセス体系図｣<QI-503TSm:5.7.1a)>添付資料に、拡張性事業所が受ける支援が全て記載され、その全てを主生産事業所から(又は経由で)受けている。 |  |  |
| 4 | 主生産事業所のトップマネジメント(TM)に拡張生産事業所のQMS活動に対して権限と責任があり、拡張生産サイトの組織上の変更を開始できる。(例)職掌規程、責任･権限規程において、主生産事業所の要員が拡張生産事業所の活動に対する責任･権限を有し、それに拡張生産サイトに対して組織上の変更を行う権限が含まれる。(該当箇所添付) |  |  |
| 5 | 主生産事業所のTMは主生産事業所及び各拡張生産事業所でのQMSの定義、実行、及び継続的改善に関して責任を持つ。ISO90014.4.1 c) ﾌﾟﾛｾｽの運用･管理の判断基準･方法の決定･適用4.4.1 g) ﾌﾟﾛｾｽの評価､意図した結果達成に必要な変更5.1 リーダーシップ及びコミットメント5.2 方針 6.2 品質目標及びそれを達成するための計画策定IATF 16949 6.2.2.1　同上(例) QMS文書の〇項により、TMが定義、実行、及び継続的改善の責任を持つことが規定されている。(個別に該当条項･部分記載又は該当箇所添付) |  |  |
| 6 | 主生産事業所のTMは、各拡張生産事業所の認証適用範囲内で遂行される全ての製品及び／又はサービスについて、単一のマネジメントレビュー及び顧客パフォーマンスレビューを実施する責任を持つ。(IATF 16949, 9.3参照）(例) QMS文書の〇項に、TMがマネジメントレビュー及び顧客パフォーマンスのレビューの実施に責任を持つことが規定されている。(該当条項･部分記載又は該当箇所添付) |  |  |
| 7 | 主生産事業所のTMは、主生産事業所及び全ての各拡張生産事業所の認証適用範囲内で遂行される全ての製品及び／又はサービスについての是正処置及び予防処置に対し、責任を持つ。(IATF 16949、 10.2参照)(例)QMS文書の〇項に、TMが製品及び／又はサービスについての是正処置及び予防処置に責任を持つことが規定されている。(該当条項･部分記載又は該当箇所添付) |  |  |
| 8 | 拡張生産事業所は主生産事業所に合理的な近さに位置している。(例)(指示文書、システム帳票、メール等の例)を用いて、収集・伝達・実施のプロセスを問題なく実施している。(例を添付) |  |  |

 [QI-503TSr-2 Rev.29］

**コーポレートスキーム審査適用の適格性判断表**

**(複数の生産事業所が共通支援事業所とともに集合的に審査される。)**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 適格性基準(IATFルール5版付属書4 認証構造の適格性基準　参照） | 基準を満たすことの説明(組織記入欄) | 適格性可否評価(JIA-QAｾﾝﾀｰ記入欄) |
| 1 | 各生産事業所において、地域依存性のある一つのコーポレート品質マネジメントシステム(例)認証の対象となる及びなるべき、複数の生産事業所及び支援担当部署の全てを適用範囲とする一つの品質マネジメントシステム(QMS)を持つ。QMS文書の適用範囲に明確に規定されている。(該当条項･部分記載又は該当箇所添付) |  |  |
| 2 | コーポレートの監督による自律的意思決定(例)中央機能(№3)の下にQMSが運営されることがQMS文書に明記されている。中央機能の下に製造事業所に必要な責任･権限が与えられていることが、(職掌規程、責任･権限規程等名)に規定されている。(該当条項･部分記載又は該当箇所添付)会社又は組織全体の｢組織図｣(<QI-503TSb>添付資料)で、各生産事業所の上記位置づけが明確に示されている。 |  |  |
| 3 | 5.3 a)品質マネジメントシステムは中央集権的に構築し、運営管理し、及び全てのサイトで正規のIATF 16949内部監査を行わなければならない。(該当条項･部分記載又は該当箇所添付) |  |  |
| 5.3 b)品質マネジメントシステムは、IATF 16949に適合していなければならない。(適合していることを確認した内部監査記録及びマネジメントレビュー記録、自己評価結果　等を添付) |  |  |
| 5.3 c)中央集権的に運営管理され得る場合には、必ず次の事項を含める。(該当条項･部分記載又は該当箇所添付) |  |  |
| (1)戦略企画、方針策定 |  |  |
| (2)契約内容の確認。ただし、現地の注文受諾は許容される。 |  |  |
| (3)供給者の承認 |  |  |
| (4)教育訓練ニーズの評価（活動には現地固有の側面があってもよい） |  |  |
| (5)同じ品質マネジメントシステム文書（レベル1及びレベル2）及びその変更 |  |  |
| (6)マネジメントレビュー |  |  |
| (7)是正処置の評価 |  |  |
| (8)内部監査の計画策定及び結果の評価 |  |  |
| (9)品質計画及び継続的改善活動（活動には現地固有の側面があってもよい） |  |  |
| (10)設計活動 |  |  |

[QI-503TSt Rev.29］

**QMS文書化要求事項の確認表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| IATF　16949で文書化を要求されている条項 | 品質マニュアルの条項・参照文書等（図表を含む。）（記載例： QMの○.○項／「…管理規程」X001-01） | 事前資料評価(JIA-QAｾﾝﾀｰ記入欄) |
| 7.5.1.1 a) | QMSの適用範囲、除外があればその詳細と正当化する理由 |  |  |
| 7.5.1.1 b) | 以下の条項で要求された文書化されたプロセス、またはその言及 |
| 1 | 4.4.1.2 |  |  |
| 2 | 7.1.5.2.1 |  |  |
| 3 | 7.2.1 |  |  |
| 4 | 7.2.3  |  |  |
| 5 | 7.3.2  |  |  |
| 6 | 7.5.3.2.2  |  |  |
| 7 | 8.3.1.1  |  |  |
| 8 | 8.3.3.3  |  |  |
| 9 | 8.4.1.2 |  |  |
| 10 | 8.4.2.1  |  |  |
| 11 | 8.4.2.2  |  |  |
| 12 | 8.4.2.4  |  |  |
| 13 | 8.5.6.1 |  |  |
| 14 | 8.5.6.1.1 |  |  |
| 15 | 8.7.1.4 |  |  |
| 16 | 8.7.1.5 |  |  |
| 17 | 8.7.1.7 |  |  |
| 18 | 9.2.2.1 |  |  |
| 19 | 10.2.3 |  |  |
| 20 | 10.2.4 |  |  |
| 21 | 10.3.1 |  |  |
| 7.5.1.1 c) | 組織のプロセス，順序及び相互作用 （インプット及びアウトプット）、アウトソースしたプロセスがあればその管理の方式及び程度を含める。 |  |  |
| 7.5.1.1 d) | 組織のQMSのどこでCSRに対処されているかを示す文書（例：表、リスト、又はマトリックス） |  |  |

[QI-503TSt注記 Rev.29］

［**QMS文書化要求事項の確認表 記入上の注意事項**］

(1) この表は、初回又は移転、定期、更新の毎審査時に作成してください。

(2) この表は、複数ページにまたがっても構いません。

(3) 「品質マニュアルの条項・参照文書等（図表を含む。）」の欄に、各条項で要求されている項目を規定している品質マニュアルの条項や図表番号、並びに、下位文書を参照している場合はその文書名・文書番号を記入してください。

(4) 各文書化要求項目は全て、品質マニュアルに記載又は引用されている必要があります。

単に『・・・を品質文書に含める。』　あるいは『・・・について文書化したプロセスを持つ。』と記述したのみで、そのプロセスに関する記述が品質マニュアルに記載または引用されていない場合は、適切ではありません

品質マニュアル中に、プロセス等の内容を具体的に記述するか、または、『・・・の手順について、○○規程に定める。』のように記述することが必要です。

(5) 「事前資料評価」の欄は記入不要です。JIA-QAセンターで使用します。

[QI-503TSu Rev.29］

**ステージ1準備状況レビューチェックリスト**

**ルール6.5.1 ステージ１の計画立案**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | レビューに必要な文書(IATFルール5版6.5.1 参照) | 事前提出資料　文書名・改訂日(組織記入欄) | 事前資料評価(JIA-QAｾﾝﾀｰ記入欄) |
| a) | 遠隔地支援機能及びそれが提供する支援に関する記述 |  |  |
| b) | 順序及び相互作用を示すプロセスの記述。これには遠隔地支援機能及びアウトソースされたプロセスの特定を含む。 |  |  |
| c) | 少なくとも直近12ヶ月間の主要指標及びパフォーマンスの傾向 |  |  |
| d) | 組織のプロセスは IATF 16949 のすべての要求事項に対処しているという証拠 |  |  |
| e) | 品質マニュアル，これには生産事業所内又は遠隔地にある支援機能との相互作用を含む。 |  |  |
| f) | IATF 16949 に対する完全な1サイクル分の内部監査及びマネジメントレビューの証拠内部監査の証拠，これには適用される顧客固有要求事項を含む。 |  |  |
| g) | 資格認定された内部監査員のリスト及び資格認定基準 |  |  |
| h) | 自動車産業の顧客のリスト，及び該当する場合にはその顧客固有要求事項 |  |  |
| i) | 顧客苦情の概要及び対応，スコアカード及び特別状態。ただし，該当するものがある場合 |  |  |

**内部監査員**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No | 審査タイプ | 資格認定された監査員の人数（人） |
| 1 | 品質マネジメントシステム監査 |  |
| 2 | 製造プロセス監査 |  |
| 3 | 製品監査 |  |

 [QI-503TSu-1 Rev.29］

**ステージ１文書化要求事項**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No |  | 組織の状況及び事前提出資料(組織記入欄) | 事前資料評価(JIA-QAｾﾝﾀｰ記入欄) |
| 1 | 品質マニュアルは IATF 16949 条項7.5.1.1の要求事項を満たしているか？「QMS文書化要求事項の確認表」＜QI-503TSt＞を参照 |  |  |
| 2 | コントロールプランは附属書 A の要求事項を満たしているか？ |  |  |
| 3 | 組織は自社の製品にソフトウェアを組込んでいるか（IATF 16949 条項 8.4.3.1） |  |  |
| 4 | 組織はソフトウェアの設計に対する責任を有しているか（IATF 16949 条項 8.3.2.3）？ |  |  |
|  | はいの場合，ソフトウェアの設計はアウトソースされているか？ |  |  |
| 5 | 組織のウェブサイトのアドレス |  |  |
| 6 | ウェブサイトは提案された適用範囲を正確に反映しているか？ |  |  |
| 7 | 品質マネジメントシステムの実施にコンサルタントが使用されたか？ |  |  |
| 8 | 組織には少なくとも12ヶ月間のデータがあるか？ |  |  |